

予納郵便切手等一覧表(債権執行)

さいたま地方裁判所(令和5年10月1日改定)

申立ての種類		予 納 郵 便 切 手										申立書に執行費用として計上できる額	備 考
		500円	100円	84円	50円	20円	10円	5円	2円	1円	合計		
①	債権・その他財産権 差押命令	5	7	5	4	5	5	3	5	5	4000円	陳述催告あり 3,196円	
												陳述催告なし 2,586円	
②	債権転付命令	4	4	1			1		4		2,502円	—	①と同時申立ての場合 は不要
第三債務者が1名増えるごとに (陳述催告あり)		3	3	2	2	2	2	2	2		2,142円	1,814円加算	第三債務者は、送達場所ごと に1名として追加する
第三債務者が1名増えるごとに (陳述催告なし)		2	2	1	1		1	1	2		1,353円	1,204円加算	
債務者が1名増えるごとに		2	2	1	1		1	1	2		1,353円	1,204円加算	

執行抗告の予納郵便切手及び申立手数料(債権執行)

さいたま地方裁判所(令和5年10月1日改定)

申立ての種類	予 納 郵 便 切 手								合計	備 考	申立 手数料
	500円	100円	84円	20円	10円	2円	1円				
執行抗告	8	4	4	5	5	3	8	4,900円	* 当事者が1名増えるごとに2,600円分(500円×4枚、100円×3枚、84円×2枚、20円×3枚、10円×6枚、2円×4枚、1円×4枚)を追加 * 同時に執行停止も求める場合は、2,600円分×当事者の数を追加	収入印紙 1,000円	

- 【ご注意】(1) 申立書(表紙及び当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録)の枚数が11枚以上のときは、重量超過のために切手の追納をお願いすることがあります。
(2) 上記郵券及び印紙のほか、各目録の写しを1部ずつご提出ください。